

令和5年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和5年9月14日(木)

応招議員(12名)

1番	赤間 繁幸君	2番	鎌田 暁史君
3番	鈴木 利博君	4番	赤間 則幸君
5番	佐々木 和夫君	6番	鈴木 恵子君
7番	金須 新一君	8番	田中 三恵子君
9番	熱海 文義君	10番	石垣 正博君
11番	高橋 重信君	12番	石川 良彦君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学君	副町長	武藤 浩道君
教育長	鳥海 義弘君	参事(特命担当)	三浦 光君
総務課長	熊谷 有司君	財政課長	菅野 直人君
まちづくり政策課長	高橋 優君	復興推進課長	武藤 亨介君
復興推進課技監兼 地域整備課技監	門脇 匡哉君	税務課長	小野 純一君
町民課長	千葉 昭君	保健福祉課長	伊藤 義継君
農政商工課長	片倉 剛君	参事兼地域整備課長	鎌田 光一君
会計管理者	遠藤 龍太郎君	学校教育課長	角田 倫明君
社会教育課長	赤間 良悦君	代表監査委員	雫石 顕君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第3号

令和5年9月14日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 選挙管理委員の選挙
- 日程第 3 選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第 4 議案第 5 6 号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 7 号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 8 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 大郷町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 0 号 令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 6 1 号 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号 令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号 令和 5 年度宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号 令和 5 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 認定第 1 号 令和 4 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 令和 4 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 4 号 令和 4 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 1	認定第 5 号	令和 4 年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 6 号	令和 4 年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 7 号	令和 4 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 8 号	令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 9 号	令和 4 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 2 6	報告第 8 号	健全化判断比率について
日程第 2 7	報告第 9 号	資金不足比率について

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	選挙管理委員の選挙	
日程第 3	選挙管理委員補充員の選挙	
日程第 4	議案第 5 6 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 7 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 8 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7	議案第 5 9 号	大郷町道路占用料条例の一部改正について
日程第 8	議案第 6 0 号	令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 6 1 号	令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 6 2 号	令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 6 3 号	令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 6 4 号	令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 6 5 号	令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補

		正予算（第1号）
日程第14	議案第66号	令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第67号	令和5年度宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第68号	令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第17	認定第1号	令和4年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第2号	令和4年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第3号	令和4年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第4号	令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第5号	令和4年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第6号	令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第7号	令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第8号	令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第9号	令和4年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第26	報告第8号	健全化判断比率について
日程第27	報告第9号	資金不足比率について

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番佐々木和夫議員及び6番鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第2 選挙管理委員の選挙

議長（石川良彦君） 日程第2、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には蜂屋文雄君、高橋和壽君、櫻井昭一君、及川守江君を指名したいと思っております。

お諮りいたします。以上の被指名人をもって当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました蜂屋文雄君、高橋和壽君、櫻井昭一君、及川守江君、以上の諸君が選挙管理委員に当選されました。

日程第3 選挙管理委員補充員の選挙

議長（石川良彦君） 日程第3、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名するこ

とにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に千坂卓俊君、石川久美子君、赤間りつ子君、渡辺千富君を指名したいと思います。

なお、補充の順序は指名の順序のとおり定めることにしたいと思います。

お諮りいたします。以上の被指名人をもって当選人と決定すること及び補充の順序に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました千坂卓俊君、石川久美子君、赤間りつ子君、渡辺千富君、以上の諸君が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充の順序は指名の順序によることに決定いたしました。

日程第4 議案第56号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第56号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第56号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第5 議案第57号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第57号 大郷町放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題と
いたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより、議案第57号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可
決されました。

日程第6 議案第58号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部改
正について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第58号 大郷町特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
てを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第58号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第59号 大郷町道路占用料条例の一部改について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第59号 大郷町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第59号 大郷町道路占用料条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第60号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、議案第60号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、3点ほど質問させていただきます。

令和5年度の会計補正予算、予算に関する説明書の6ページ、債務負担行為補正という項目がございます。その1番に町民バス車両購入という項目がございます。この購入については、更新の整備計画に基づいて実施をされているのかということがまず1点。

その下の健康おおさと21プラン策定業務、これ354万2,000円という金額が計上されておりますが、20ページの内訳書を見ますと、その金額が319万円という記載になっております。これはどちらが正しいのかということが2点。

最後、3点目、30ページ、職員の手当の内訳、減額補正、期末手当、勤勉手当、減額補正、合計650万ほどの減額補正という記載がされておりますが、内容の説明をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 初めに答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

まず、6ページ、債務負担行為補正の関係でございますが、住民バス車両購入、こちらにつきまして、議員のほうから御質問ありました整備計画ということでの御質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、特に整備計画ということでの計画のほうは定めているものはございませんが、今回、ある程度、基準というかそういったものを設けておまして、今回の場合ですと初年度登録から10年以上が経過している車両で、さらに走行距離も40万キロを超えている車両ということになっております。

そして、最近の車両の状況を見ますと、不具合が生じ始めているというところで、今後の運行に支障がないように、あらかじめ更新のほうをできればということで計上させていただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

債務負担行為全体について御説明させていただきます。債務負担行為と申しますのは、複数年度にわたる契約において、その予算を確保するための行為でございます。

今回、こちらに記載されている金額、5件ございますけれども、それについては、当該年度以外の年度の支出金額がこちらに掲載されているものでございます。つまり、健康おおさと21プラン策定業務におきましては、この354万2,000円は6年度に支出する金額でございます。今回補

正で上げさせていただいております金額につきましては、5年度で支出する金額となっているものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 期末勤勉手当の減額の補正の件でございますが、当初予算編成時につきましては、12月1日現在、いわゆる令和4年の12月1日現在の現員現給にということで、そのときにいる職員の人件費で計算した数字を当初予算に計上してございます。

今回につきましては4月1日の人事異動、いわゆる3月末で辞められた方なり、あと4月1日付で新規採用になられた職員等もございまして、その差分が今回の減額となったものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 2件目、3件目の回答については了承いたしました。

1件目の町民バスの車両購入の件につきましては、この案件であれば、補正予算に計上するのではなくて、当初予算に計上して事業執行すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員のほうから指摘もございましたが、確かに10年以上、それから40万キロ以上ということで、対象となっている車両があるというところではございましたが、今回ある程度不具合が生じ始めたということで補正予算のほうを計上させていただきました。

本来であれば、来年度の当初ということも考えられたかと思いますが、安全に走行するためというところで、緊急を要するというところで補正予算の計上とさせていただきます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにもございせんか。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 今の件について、住民バスの購入についてなんですけど、10年間使用して40万キロだからという説明があったんですけども、これ町で購入してしまうと、やっぱり10年間というスパンというのは当たり前なのかなと。

今、マイクロバスも何でもそうなんですけど、機能的にいろんなセンサーがついているんですよ。すごい壊れやすいんです。それを全部町負担

になるわけじゃないですか、修繕費って。町で購入した場合ですよ。それを考えると、私はね、例えば5年リースとか、そういうリースを組んで、5年周期で車を入れ替えていったほうがいいんでないのかなと思っているんです。その辺の考えをまずお聞かせいただきたいと。

実は、私もバスのリースの整備なんかやっているんですけども、故障が多いんです、とにかく。それで分かっているんで、今、質問させていただきます。

それから、11ページの多面的機能支払交付金、これ国庫補助、県補助金で載っていて、その後にもたしか多面的支払交付金あると思うんですが、21ページですね。これ7組って、組織という説明だったと思うんですけども、これ多面的支払交付金って当初予算であったと思うんですけども、何でこの時期に、また7組織出てきたのかなってちょっと不思議に思うんですけども、その辺どうなっているのか、まずお聞きします。

それから、14ページ、総務費の一般管理費の中で、職員の手当等なんですけど、ほかの職員の手当なんかにはあまり載っていないんですけども、職員の手当等で時間外勤務手当120万という数字出ているんですけども、すごい残業が多いような、補正に組まれているんですけども、この理由はどういうことなんでしょう。120万ってすごい残業量だと思うんですけども、その辺お示してください。

それから、21ページ、農林水産業費の中の縁の郷の管理費、約450万追加になっているんですけども、整備事業発注者支援業務、どういう中身なのか。この下もそうなんですけども、管理業務とか、何でこれ、当初予算で1億も計上していた中に入っていないのか。何で今ここで、補正で上がってきているのか、それをちゃんと説明してください。お願いします。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 1点目でございます。債務負担行為補正の住民バス車両購入の件でございますが、こちらにつきましては、10年が経過したから更新するというわけではございませんで、ある程度走行距離が40万キロ、それが多いのか少ないのかというところはあるかと思えます。自家用の住民バスという、車というところもございますので、ある程度、40万キロを超えてくると大分故障箇所も出てきてというところで、そういった現状を踏まえて、今回更新ができればというところで

の計上でございます。

それから、もう1点、リースでの導入というところで、以前もリースでの導入を住民バスのほうした経過もございます。今回もいろいろと検討はした中で、リースでの導入となった場合に、議員がおっしゃられるとおり、5年ごとということになると、ある程度新しい状況で、整備もそんなに必要ないような状況で運行のほうができるというところはもっともでございますが、かなり経費の部分で、単純にファイナンスリースということでの計算をすると、5年で1台当たり200万円、今回2台ということになりますので、2台で400万円、10年になるとさらにその倍ということで経費のほうがかかっているというところもございますので、メンテナンスという部分については心配のところはございますが、その辺はきっちり定期のメンテナンスも実施しながら安全運行に努められればと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

まず、21ページの多面的のところでございますが、多面的機能支払というのは2種類ございまして、当初予算のほうには、農地維持支払交付金というほうで当初予算に計上させていただきました。今回につきましては、資源向上というところで長寿命化のほうで補正予算ということで計上させていただきました。

それから、21ページの縁の郷の管理のほうなんですけど、8月の臨時会のほうで議員さんのほうから御指摘がありまして、設計と工事のほうの管理のほうをしっかりとという御意見をいただきましたので、それに沿った形で今回補正のほうに計上させていただきました。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 総務管理費の時間外勤務手当の増の要因でございますが、項5の総務管理費につきましては、総務課のみだけでなく、まちづくり政策課、あと復興推進課の時間外勤務手当の部分を、3課の部分の、今回の補正につきましては3課の分の合計となっております。

それで、総務課、それぞれ内訳でございますが、総務課につきましては、防災関係ですね、土日の勤務等が多いものでございまして、振替等はしますが、あと夜の会議等々もございましてその部分等の増額を補正させていただいているものでございます。まちづくり政策課につきまし

ては、6月末で1人の職員が退職してございます。その部分、1人が抜けたものですので、その分どうしても仕事が増える部分が多いものでございますので、その分の時間外が増となったものでございます。あと、復興推進課につきましては、今、町でまちづくり事業等を実際、いろいろな会議等を開催してございまして、夜の会議が大分多いわけございまして、その部分で時間外勤務手当が発生することから、今回3課分の補正予算の合計が125万5,000円の予算計上となったものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 住民バスの件なんですけれども、どのように計算してリースだと高いというのかよく分からないんですけれども、町で購入した場合ね、冬タイヤもそうですし、夏タイヤも冬タイヤも2年に1回は替えないといけない。それからオイル交換なり、車検整備代、それから、諸経費もろもろかかってきた中で計算しているのかどうか聞きたいんです。結構かかるんですよ、オイル交換にしたって、何でも。町独自で、例えば、ディーラーさんなり民間の工場に頼んだときには、工場のほうから請求上がってきたのに文句言えないじゃないですか。文句というか、安くしてくれとか、逆に一般の車両より高くなっているんですよ、公用車というのは。そういうところまで鑑みて、そのリースにしないのかどうなのか。私は全体的に見てリースにしたほうがいいんじゃないのかなと思っています。その辺もちょっと説明してもらいたいんですけども、そこまで考えてやっているのか。車両代だけで考えているのか。事故の保険は多分リース会社も入っていないから、使っているところの保険適用になるんですけれども、事故以外のやつで、結構経費かかっていると思うんです。私も請求書を上げているので。それに3か月に1回に点検もちゃんとやっているし、町でそういうことできないと思う、点検って、忘れているでしょう、多分。

いや、公用車だってそのとおりでしょう、だって。やってない車いっぱいあるよ。「やってんのか」って俺、前に聞いたことあるけれども、やっていない車いっぱいあります。その管理だって大変でしょう、多分。

そうすると、リース会社に頼んでおくと、全部、日程組んで、それもちょうとやってもらえるんですよ。そうすると車両も安心して使えるわけです。10年間と言って、それが粋ではないと言ったけれども、10年前の車はまだ故障少ないほうなの。あんまりね、燃費とか、多少は考えていたんだけど、今は、もう燃費の問題ね、排気ガスの問題でいろんな

ものついているんです、本当に。ちょっと分からないかもしれないけれども。そういうのがよく壊れるんですわ、本当に。しょっちゅう壊れるの。これがね、運転手からすると、メーターにチェックランプつくわけです。それオレンジついただけでもびびって、すぐ修理、すぐ見てくれ、そういうのが今すごい多いので、これから多分購入する車、どこか分からないですけれども、あるメーカーなんかはつきすぎてもうしょっちゅう壊れているという現実があります。どこを購入する予定なのかちょっと分かりませんが、そういうこともちょっと考えてほしいなと思うんですが、もう1回お願いします。

それから、この21ページ……、14ページの復興って言ったって、1人職員辞めたと言ったの。復興のほうで1人辞めたって。これ何か最近、職員の辞める人が多いように見受けられるんだけれども、それは何か原因があってそういうふうになっているのかどうか、その辺は辞める方に聞取りなんかはしているのかどうか、その辺も教えてください。

それから、21ページのテレワークのやつなんですけれども、議員に指摘されたからと言いましたけれども、指摘されないうち分からなかったんですか、これ、当初で。俺うんと不思議なんだけれども。毎回、定例会で毎回出てくるんです、テレワーク。そんなに大事なんですか、テレワーク。本当に交流人口増えるんですか。心配でなりません。もう1回答弁願います。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

リースと購入ということでの比較する際の計算の方法という部分でございしますが、5年ということでの換算したときということでの例ということになりますけれども、リース料率ということ、一般的に1.94%ということを示された資料がございました。仮に購入ということになると、単純に60で割りますと1.67%ということになります。0.3%の差というのが、今回、1台当たり1,200万として計算したときに3万円、月当たり3万円差が出るということになります。その60回ということですので180万円、200万弱の金額の差が出てくる。これは車両のみのリース料率ということ、伺ってございします。そこにメンテナンスということ、加えると、さらにリース料率は1.94からさらに上がってくるということになります。そのメンテナンス料というのは、購入した場合でも同じくかかってくるのかなと思っておりますので、基本的に今回は車両本体のリース料率と、購入した場合の金額との差ということで検討のほうをし

たところでございます。

それから、整備費用の関係でございますが、公用車のほうが高く請求されるのではないかというようなお話をいただきましたが、ちょっとそこまでの調査というのはなかなかできていないというところはございますので、そこは変わらないというところでの判断での計算をさせていただいているというところです。

それから、定期点検していないのではないかというようなお話いただきましたが、毎年決算で出てきますように、3か月点検と、それから車検ということでの法定点検、きちっとしているというところだけつけ加えさせていただきます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 最近、職員が大分辞められているのではないかとこの御質問だと思いますが、今年度ですが、4月に2人が退職されています。あと、6月に1名で合計今3名退職してございます。それぞれで理由を聞きますと、自己都合だというお話でございまして、自分が自分の新たな仕事にチャレンジしたいので辞めたいというような申出がございまして、止める、一応お話をさせてもらいますが、止める理由もございません。あとその者につきましては、今、ございませんので、今後、我々としてもいろんな各課なりといろいろお話をした中で、若い世代に、大分今若い世代が多く配置してございますので、その職員の方に働きやすい環境づくりに努めるように、我々も心がけていければなというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

テレワークでございますが、交流人口とか、あとは定住とか、雇用とか、町民の方の雇用とか、そちらのほうにつながっていくことですので、町にとって非常にいいことかと思っております。

それで、あと管理のほうなんです、本町には一級建築士の資格を持っている職員がおりませんので、今回はデザインビルドということもありますので、一級建築士の資格のあるところに委託したほうがよいかと思ひまして、計上させていただきました。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） まず、バスの件で、計算した流れでということ、公用車というのは、どうしても高いんです、整備代。普通の民間と同じだという、その発想自体で間違っているんですよ。いや、リースはリース会社だから大丈夫なの。いや、私がやっているから間違いはない。（「直接やり取りしないで、どうぞ質問してください」の声あり）

まず、もうちょっと調べて、今回は仕方ないのかなと思うんだけど、今度購入するのの目安にしてもらえればいいのかというように思っているんです。

それから、テレワーク、一級建築士いないとかそういうのじゃなくて、やっぱり、最初から出すものは出して、補正、補正で何回も出てくると、これで終わりなんですか、あと出てくることはないんですか、最終なんですね、縁の郷はこれで。それをまず聞きたい。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員から御指摘いただきましたその件に関して、メンテナンスの関係ですね、民間と公共で違う部分があるという御指摘でございましたが、こちらについては、何らかの形で調査できれば、調査のほうしながら今後につなげていければと思ってございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

テレワークにつきましては、これで最終と思っております。ただし施設は、もう20年、建ってから20年というところがありますので、今後修繕とか何かが出てくる可能性はありますが、テレワークについてはこれが最終と思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番鈴木恵子議員。

6 番（鈴木恵子君） すみません、テレワークはもう決まったことだから何とも言えないと思うんですけども、選挙期間中、8月、たしか15日の河北新報によりますと、全国的にもテレワークはもう古いということで、河北新報の3面あたり載っていました。その次の日に可決したということで、私もこういうことがあるんだなという思いがありました。やっぱり何が何でもテレワークはしなければいけないんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

テレワークにつきましては、そういった声もございますが、今年の夏、この猛暑ですね、直接本社に行かないで家から近いところで仕事をするだとか、そういった需要も出てきているというふうにも聞いておりますので、テレワーク事業につきましては、このまま進めさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 6ページの債務負担行為、今、皆さん住民バスについてお聞きをしておるようであります。車両購入ということで2,360万、1台だと1,100万ぐらいの数字であります。この購入先というのはどのように決めるのか、その辺ひとつ。

それから、リースと先ほど同僚議員がお話しましたが、リースと買った場合、同額程度だという話がありましたが、再度これはどうなのか、やっぱり調べる必要があるのではないかなというふうに考えます。

それから、15ページの……、16ページのです、ごめんなさい。総務管理の総務費、工事請負の中の安全施設設置工事、ごめんなさい。この内容についてちょっとお聞きを申し上げます。

それから、21ページの畜産業費になりますが、325万2,000円、農業費の畜産費ですね。325万2,000円、この内容等についてどのようなあれなのか。牛を飼っている農家どのぐらいなのかとか、そういう詳しいのをちょっと教えてほしいと思っております。

それから、23ページの土木費、住宅費、これは14款住宅費、ごめんなさい、住宅費の14款工事請負費、環境整備工事ということで、説明では中村の話が出ましたけれども、この内容についてお聞きを申し上げます。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

6ページ、住民バスの車両購入に関してでございますが、こちら購入先ということでの御質問だったかと思っております。こちらについては、今後、当然財政部局であったりと協議をしながら、指名競争入札であるのか、随意契約であるのか、そういったところ、取り扱っている業者のほうもかなり少なくなってきていると、業者というかメーカーですね、なっているというところもございますので、その辺、幾らでも価格競争が取り入れられるような形で業者のほうは選定できればというふうには思っております。

それから、リースの関係で、同額程度ということでお話のほうさせて

いただいたのは、メンテナンスの関係で、ちょっとこちらでの情報不足というところもあって、同額程度と見込んでの計算ということできせていただきました。ただ、車両購入だけ見ても、5年で約200万の差が出てきている、10年だとさらに倍というような形になってきているということも考えますと、メンテナンスでそれだけかかるのかどうか、どういったことが起きるか分からないというところは当然あるかとは思いますが、そういったことも加味して、今回については購入ということできせていただければというところでの計上でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、16ページの総務費、総務管理費の安全施設設置工事についてですが、こちら、石原地区の浸水対策応急工事を考えております。具体的には、石原分館周辺、こちら大雨ごとに浸水されるということがありますので、浸水対策を施すという工事内容になっております。

続きまして、23ページ土木費、住宅費の環境整備工事、こちら住宅管理費における環境整備工事ということで、希望の丘の駐車場と公園のほうの不陸整正を予定しております。

また、住宅建設費のほうの環境整備工事については、原団地、そちらの側溝整備排水工事を予定しております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

21ページの畜産特別対策支援事業交付金でございますが、配合飼料の価格が現在高騰しておるというところで、配合飼料価格安定制度というのがございまして、輸入原料価格に補填するという制度が今度、発出されました。生産者に対して1トン当たり7,050円が補填されるというところがありまして、その補填金を考えて計算したところ、半年、1月から6月分の価格を基にしたんですが、9,960円影響額が出るというところで、町のほうではその3分の1を補助というところで、肥育については3,300円、繁殖牛の成牛については1,600円、繁殖牛の子牛については1,000円、乳用牛の成牛については2,600円、あと育成牛と子牛については1,000円ずつの単価で計算しております。

以上です。

議長（石川良彦君） よろしいですか。石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 一番最初の住民バスの件なんです、やはり購入するとなれば、なるだけ故障の少ない、またはいろいろの問題ない、そういう先を選ぶということだと思います。そういうことで、今から入札にするのかどうかということですが、しっかりとその辺を調べてほしいなど、そのように思います。よろしくお願いします。

それから、先ほど町営住宅の環境整備工事ということでありましたけれども、この辺、私の裏のほうの町営住宅の皆さん、中粕川からおいでのなった皆さんが住んでおられますけれども、その2段目の側溝、側溝がないままに、そのまま水が上から流れてきて、どこに行くか分からない水だと。このことって考えてみると、設計なり、そういうものの段階でしっかりと把握すべきものだろうと、そのように思いますね。なぜ側溝がなかったのか、その辺をお願いを申し上げます。

そういうことで、今のお願いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

先ほど議員からの質問で設計当時、何でそういう側溝整備をしなかったかという質問内容かと思えます。

設計におきましては、その敷地内に、その当時、住民の方、入る予定の方から、砂で庭をつくってくれというような内容を受けておりました。砂であれば浸水、浸透水で、そのままその下の側溝に入るものと考えておりましたが、砂の下地になる部分が粘土質で、かなり浸水性がなく、その影響で、大雨になると水が浮いてくるという状況になったことにより、今回それを解消するために側溝整備をするものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。石垣正博議員。

10番（石垣正博君） その辺、以前から分かっていたということで、そういうような状況になっている。1年にまだなりませんので、ある程度落ち着くのは1年間ぐらいかなというような気がしております。そういう中で、いろいろな不具合等が出てきた場合に、対処をお願いをしたいと思えます。

このことって、側溝なかったということは、これ完了したときに確認をしているのではないかなと、俺思うんですけども、その辺で気がつかなかったのかどうか。しっかりとその辺見てほしいと思えますが、今後のためにですね。よろしくお願いをしたいと思います。

それで、もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、債務負担行為の6

ページの大郷町一般廃棄物収集運搬業務 2 億 5,200 万というような計上
がございます。これは令和 5 年度から令和 10 年度まで 5 年間ということ
で、それを単純に割り算してみますと 5,000 万ぐらいですかね。今、一
般の車を、一般廃棄物の車を使って、計算等においては、大体 2,800 万
から 2,900 万ぐらいの費用じゃないかなというふうに思うんですけど
も、そのほかに何かこれにプラスになっているものがあるのかどうか、
その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

一般廃棄物の収集運搬業務、来年度から新たにという契約の更新がご
ざいます。その中で、以前契約を更新したときから、人件費のほうかな
り上がってございます。今回は、その人件費のアップの分も含め、ある
程度余裕を持った予算の計上とさせていただいてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより、議案第 60 号 令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可
決されました。

日程第 9 議案第 61 号 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 次に日程第 9、議案第 61 号 令和 5 年度大郷町国民健康
保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2 番鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 説明書の 42 ページですけれども、歳出のところの一般管

理費、委託料のところ、国保システム改修業務とありますが、この中身、内容について具体的な説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

一般管理費にございます134万2,000円の国保システム改修業務の件でございますが、こちらにつきましては、産前産後の保険料の減免に係りますシステムの改修の費用でございます。令和6年の1月から産前産後の期間の相当分4か月分の保険税を減免する制度が施行されることから、システムの改修が必要となるというものでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第61号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第62号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算
（第2号）

議長（石川良彦君） 次に日程第10、議案第62号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第62号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第63号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第63号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第63号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第64号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第64号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） 66ページの下水道のストックマネジメント計画ですね、
この説明の中でマンホールポンプの長寿命化という説明受けたんです
が、このポンプの寿命化って、延ばすってどういう方法あるんですかね。
ちょっと私には理解できないんですけども、教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

基本的に、超寿命化と言いますが、定期点検、そういったもの
しかないと思われまして。ですが、このストックマネジメント計画につい
ては、それ以外にも更新時期を計画的に図っていくという内容もござい
ますので、そちらの計画を策定する費用となっております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより、議案第64号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予
算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可
決されました。

日程第13 議案第65号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第13、議案第65号 令和5年度大郷町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第65号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第66号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第66号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第66号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第67号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第15、議案第67号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番熱海文義議員。

9 番（熱海文義君） この宅地分譲の特別会計なんですけど、前にも 1 回質問して、町長から答弁もらったんですけども、今、新しい議員のメンバーになったので、これ特別会計から外せない理由を教えてください。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

特別会計を維持しなければならない理由として考えておりますのは、事業自体は終わってはいるんですけども、その借入れをした起債の償還がまだ残っておりますので、償還の額が残っている以上は特別会計として存続させていかなければならないと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第67号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第68号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第16、議案第68号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第68号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時57分 休 憩

午 前 11時07分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 認定第 1号 令和4年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第 2号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第 3号 令和4年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第 4号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第 5号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第 6号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第 7号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第 8号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第 9号 令和4年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石川良彦君） 日程第17、認定第1号 令和4年度大郷町一般会計歳入

歳出決算の認定について、日程第18、認定第2号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第3号 令和4年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第4号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第5号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22 認定第6号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第7号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第8号 令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第9号 令和4年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号から認定第8号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（遠藤龍太郎君） 皆さんおはようございます。

それでは、認定第1号から認定第8号までの提案理由を御説明いたします。

初めに、各種会計の決算の概要について御説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。

令和4年度大郷町各種会計決算総括表を御覧いただきたいと思います。

なお、数値につきましては1,000円単位で説明させていただきます。

歳入につきましてはC欄の収入済額、隣の予算対比、歳出についてはE欄の支出済額、隣の予算対比の順に御説明させていただきます。

まず、一般会計でございます。

歳入は62億5,634万2,000円、86.71%、前年度比12億7,686万2,000円の減となっております。

歳出は54億4,901万7,000円、75.52%、前年度比13億6,867万5,000円の減となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

歳入は9億4,099万3,000円、100.63%、前年度比3,036万5,000円の増となっております。

歳出は9億970万1,000円、97.28%、前年度比2,195万2,000円の減となっております。

次に、介護保険特別会計でございます。

歳入は11億2,328万4,000円、100.31%、前年度比4,256万8,000円の増となっております。

歳出は10億6,593万4,000円、95.18%、前年度比908万1,000円の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入は9,368万2,000円、100.06%、前年度比925万円の増となっております。

歳出は9,310万2,000円、99.44%、前年度比912万9,000円の増となっております。

次に、下水道特別会計でございます。

歳入は2億2,027万円、100.23%、前年度比3,974万2,000円の減となっております。

歳出は2億1,336万3,000円、97.09%、前年度比4,051万3,000円の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入は5,742万円、100.09%、前年度比133万5,000円の増となっております。

歳出は5,408万2,000円、94.27%、前年度比90万3,000円の増となっております。

次に、戸別合併処理浄化槽特別会計でございます。

歳入は1億1,101万5,000円、95.64%、前年度比3,299万8,000円の増となっております。

歳出は1億69万6,000円、86.75%、前年度比3,270万円の増となっております。

次に、宅地分譲事業特別会計でございます。

歳入は2億5,751万1,000円、94%、前年度比8,491万5,000円の減となっております。

歳出は2億3,634万円、86.27%、前年度比7,966万4,000円の減となっております。

それでは、認定第1号について御説明します。

決算書の3ページを御覧願います。

認定第1号 令和4年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会

の認定に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

5ページの収入済額を御覧願います。

1款町税15億9,438万4,000円、前年度比27.5%の増でございます。固定資産税が3億4,373万8,000円、町たばこ税が689万3,000円増えたことから、全体では前年度に比べて3億4,353万5,000円の増となりました。不納欠損額は187万4,000円、収入未済額は前年度比166万6,000円減の2,845万3,000円となっております。

2款地方譲与税4,800万飛んで4万1,000円は、前年度比0.4%の増でございます。

3款利子割交付金18万5,000円は、前年度比36.4%の減でございます。

4款配当割交付金225万1,000円は、前年度比14%の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金176万3,000円は、前年度比40.9%の増でございます。

6款法人事業税交付金1,964万4,000円は、前年度比16.3%の増でございます。

7款地方消費税交付金1億9,734万1,000円は、前年度比0.8%の増でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金6,181万8,000円は、前年度比4.2%の増でございます。

9款環境性能割交付金463万円は、前年度比4.3%の増でございます。

10款地方特例交付金1,198万円は、前年度比73.9%の減でございます。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が大幅に減額されたことによります。

11款地方交付税16億7,059万7,000円は、前年度比5.4%の減でございます。特別交付税は5,372万6,000円上回りましたが、普通交付税が1億4,865万1,000円、震災復興特別交付税95万5,000円下回ったことから、全体で9,588万円の減額となりました。

次のページになります。

12款交通安全対策特別交付金72万5,000円は、前年度比10.8%の減でございます。

13款分担金及び負担金602万7,000円は、前年度比21.5%の減ござい

ます。老人保護措置費用徴収金や児童クラブ保育料などでございます。

14款使用料及び手数料7,812万1,000円は、前年度比5.6%の増でございます。収入未済額は町営住宅使用料になります。

15款国庫支出金7億4,567万2,000円は、前年度比48.1%の減でございます。令和元年台風19号災害復旧工事等が進捗したことにより、大幅な減額となっております。国庫支出金の主なものは児童手当交付金、障害福祉サービス費負担金、障害児通所給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、新型コロナウイルスワクチンの接種費負担金、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業補助金、価格高騰緊急支援給付事業補助金、子ども・子育て支援交付金、災害公営住宅整備事業補助金、これは繰越明許分になります。社会資本整備総合補助金のうち公営住宅等ストック総合改善事業、都市防災総合推進事業、防災安全社会資本整備交付金、いずれも繰越明許分になります。地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業補助金などでございます。なお収入未済額は、令和5年度への繰越事業に係るものでございます。

16款県支出金3億139万5,000円は、前年度比65.6%の減でございます。減額の主な理由は、農業水産施設災害復旧事業補助金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、強い農業・担い手確保経営強化支援事業補助金などでございます。

17款財産収入1億399万4,000円は、前年度比51.1%の減でございます。減額の主な理由は、土地売却収入の減少などによります。

18款寄附金5,330万円は、前年度比7.2%の増でございます。一般寄附金の増によるものでございます。

19款繰入金5億2,208万5,000円は、前年度比23.6%の増でございます。宅地分譲事業特別会計繰入金の増が主なものでございます。

20款繰越金2億6,551万2,000円は、前年度比4.5%の増でございます。繰越明許分を含めた前年度の繰越金となります。

21款諸収入1億7,772万9,000円は、前年度比17.1%の増でございます。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金返納金の収入が主な減額の理由でございます。なお、収入未済額は少額資金貸付金、災害援護資金貸付金になります。

次のページになります。

22款町債3億8,914万3,000円は、前年度比40.0%の減でございます。土木債や災害復旧債の減などによるものでございます。なお、収入未済額は令和5年度の繰越事業に係るものでございます。

以上、収入済額の合計は62億5,634万2,316円となっております。

11ページを御覧願います。

次に、歳出でございます。

支出済額欄を御覧願います。

1 款議会費9,489万1,000円は、前年度比0.2%の減でございます。職員人件費の減が主な理由でございます。

2 款総務費12億5,285万3,000円は、前年度比9.8%の増でございます。増額の主な理由は、DX業務、新基幹システム、戸籍情報システム改修業務、公共施設整備基金、庁舎建設基金の積立ての増加によるものでございます。なお、翌年度繰越額は、西光寺川河川補修事業、木ノ崎地区急傾斜地調査測量設計事業などに係るものでございます。

3 款民生費12億4,047万9,000円は、前年度比8.6%の減でございます。減額の主な理由は、子育て世帯臨時特別給付金、臨時特別給付金などの減少によるものでございます。なお翌年度繰越額は地域福祉計画策定事業、障害者福祉策定事業に係るものでございます。

4 款衛生費4億6,815万1,000円は、前年度比3.3%の増でございます。増額の主な理由は、黒川地域行政事務組合負担金、ごみ焼却処分費、最終処分場費などの増加によるものでございます。

5 款農林水産業費2億9,975万9,000円は、前年度比66.3%の減でございます。減額の主な理由は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）、それから、農地中間管理機構集積協力金などの減少によるものでございます。なお、翌年度繰越額は、前川地区基盤整備促進計画作成事業に係るものでございます。

6 款商工費9,186万1,000円は、前年度比4.6%の減でございます。減額の主な理由は、事業者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の減少によるものでございます。

7 款土木費6億2,922万6,000円は、前年度比22.3%の減でございます。減額の主な理由は、河川緊急浚渫、復興まちづくり事業費等は増加したものの、郷郷ランド複合遊具設置等工事、土地購入費などの減少によるものでございます。なお、翌年度繰越額は、道路新設改良事業、河川緊急浚渫事業、大窪城址公園樹木伐採事業、中粕川地区防災拠点整備事業、復興まちづくり事業に係るものでございます。

8 款消防費2億1,988万8,000円は、前年度比7.8%の増でございます。増額の主な理由は、黒川地域行政事務組合負担金、消防費の増加によるものでございます。

次のページになります。

9款教育費5億2,387万7,000円は、前年度比11.1%の増でございます。増額の主な理由は、小・中学校外壁等修繕工事前払金ですが、それから、学校給食センターボイラー等改修工事、こちらも前払金です、などの増加によるものでございます。なお、翌年度繰越額は小・中学校外壁修繕工事、学校給食センターボイラー等改修工事に係るものでございます。

10款災害復旧費2億594万6,000円は、前年度比76.8%の減でございます。減額の主な理由は、農業施設災害復旧工事、公共土木施設災害復旧工事などの減少によるものでございます。なお、翌年度繰越額は、公共土木施設災害復旧事業、農業施設災害復旧事業、公共施設災害復旧事業に係るものでございます。

11款公債費4億2,208万3,000円は、前年度比2.4%の増でございます。町債の元利及び利子の償還金となります。

12款予備費につきましては、当初予算額1,000万から538万3,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は54億4,901万7,321円となっております。

予算現額に対する執行率は75.5%、翌年度繰越額を含めた実質執行率は95.2%となっております。

次に、144ページを御覧願います。大分飛びますが、144ページをお願いします。

実質収支に係る調書について御説明いたします。

歳入総額62億5,634万2,000円、歳出総額54億4,901万7,000円、歳入歳出差引額8億732万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額2億7,661万6,000円、実質収支額は5億3,070万9,000円になります。

なお、実質収支のうち4億6,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で、令和4年度大郷町一般会計歳入歳出決算の説明について終わります。

次に、認定第2号について御説明いたします。

145ページを御覧願います。

認定第2号 令和4年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意

見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、決算内容について御説明します。

初めに、歳入でございます。

147ページの収入済額を御覧願います。

1 款国民健康保険税 1 億3,377万7,000円、前年度比1,152万7,000円の減でございます。不納欠損額は422万6,000円、収入未済額は1,205万6,000円となりました。

2 款使用料及び手数料 7 万6,000円は保険税の督促手数料となります。

3 款県支出金 7 億2,526万7,000円は、保険給付費等交付金で、前年比1,336万1,000円の増となりました。

4 款財産収入 5 万8,000円は、基金の預金利子でございます。

5 款繰入金 7,569万8,000円は、一般会計及び財政調整基金からの繰入れでございます。

6 款繰越金 470万5,000円は、前年度の繰越金でございます。

7 款諸収入 140万9,000円は、保険税の延滞金が主なものとなります。

以上、収入済額合計は、9 億4,099万3,912円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款総務費 672万2,000円は、システム関連経費、国保連合会負担金、保険税完納報奨金及び子育て支援補助金が主なものでございます。

2 款保険給付費 6 億7,506万7,000円は、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などを支出してございます。高額療養費と出産育児一時金などが増えましたが、療養給付金と葬祭費が減額になり、前年度比で1,509万4,000円の減となりました。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億1,433万3,000円は、医療給付費分後期高齢者支援金、介護納付金をそれぞれ県に納付したものでございます。

4 款共同事業拠出金 41円は、退職者共同事業の拠出金でございます。

5 款保健事業費 1,184万7,000円は、特定健診及び特定保健指導医療費通知、各種住民健診に対する助成金などの疾病予防対策事業に要した経費でございます。

6 款基金積立金 5 万8,000円は、財政調整基金の利子積立でございます。

7 款諸支出金 165万5,000円は、保険税の過年度分還付金、県補助金の

返還金及び前年度精算による一般会計への繰出金でございます。

8 款予備費の充用はありませんでした。

以上、歳出済みの合計は 9 億 970 万 1,685 円となっております。

次に、164 ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 9 億 4,099 万 4,000 円、歳出総額 9 億 970 万 2,000 円、歳入歳出差引額 3,129 万 2,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 3,192 万 2,000 円になります。なお、実質収支額のうち、1,600 万円を地方自治法第 233 条の 2 の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で、令和 4 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第 3 号について御説明いたします。

165 ページを御覧願います。

認定第 3 号 令和 4 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 13 日 提出

大郷町長 田 中 学

決算の内容について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

167 ページの収入済額を御覧願います。

1 款保険料 2 億 1,754 万 9,000 円、前年度比 20 万 2,000 円の増でございます。不納欠損額は 10 万 7,000 円、収入未済額は 82 万 3,000 円となりました。

2 款使用料及び手数料 1 万 6,000 円は督促手数料となります。

3 款支払基金交付金 2 億 8,577 万 3,000 円は、支払基金からの介護給付費給付費交付金などでございます。

4 款国庫支出金 2 億 6,935 万円は、介護給付費の国庫負担金や調整交付金となります。

5 款県支出金 1 億 6,752 万 1,000 円は、介護給付費の県負担金と地域支援事業交付金となります。

6 款財産収入 2 万 3,000 円は、基金の預金利子でございます。

7 款繰入金 1 億 7,905 万 1,000 円は、一般会計と介護給付費準備基金か

らの繰入金でございます。

8 款繰越金386万2,000円は、前年度の繰越金でございます。

9 款諸収入13万5,000円は、保険料延滞金などでございます。

以上、収入済額11億2,328万4,335円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款総務費1,133万2,000円は、電算システム経費や認定調査員人件費、黒川行政事務組合介護認定審査会への負担金、介護保険運営委員会経費などでございます。介護保険事業計画策定事業を翌年度に繰り越しております。

2 款保険給付費10億923万5,000円は、居宅介護サービス、予防サービス、高額介護サービス、高額療養合算介護サービス、特定入所者介護サービスに係る経費でございます。前年度比1,779万7,000円の増で、施設介護サービス等給付費の増が主な理由となっております。

3 款地域支援事業費4,113万6,000円は、地域支援事業として実施する介護予防生活支援サービス事業、健康長寿対策事業、生きがい健康づくり事業、包括支援センターの運営経費などでございます。

4 款基金積立金2万3,000円は、準備基金に係る利子積立でございます。

5 款公債費はありませんでした。

6 款諸支出金58万1,000円は、保険料の還付金及び国などへの年度精算に伴う返還金でございます。

7 款繰出金362万4,000円は、精算に伴う一般会計への繰出金でございます。

8 款予備費の充用はありませんでした。

以上、支出済額の合計は10億6,593万4,790円でございます。

次に、188ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額11億2,328万5,000円、歳出総額10億6,593万5,000円、歳入歳出差引額5,735万円で、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額353万1,000円、実質収支額は5,381万9,000円になります。なお、実質収支額のうち2,700万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものがございます。

以上で、令和4年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第4号について御説明いたします。

189ページを御覧願います。

認定第4号 令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

決算の内容について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

191ページの収入済額欄を御覧願います。

1 款後期高齢者医療保険料6,707万8,000円は年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入で、収入未済額は15万1,000円でございます。

2 款使用料及び手数料1万8,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3 款繰入金2,567万1,000円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金などでございます。

4 款繰越金45万8,000円は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入はありませんでした。

6 款県補助金45万5,000円は、市町村事務費補助金でございます。

以上、収入済額合計は9,368万2,054円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款総務費101万円は、保険証の郵送料などの経費となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金9,196万円は、徴収した保険料などを広域連合に納付したものでございます。

3 款諸支出金13万1,000円は、保険料還付金と事務費精算による一般会計への繰出金でございます。

4 款予備費につきましては、当初予算額10万円から1,000円を一般会計繰出金に充用いたしました。

以上、支出済額の合計は9,310万2,329円でございます。

次に、202ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額9,368万2,000円、歳出総額9,310万2,000円、歳入歳出差引額58万円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は58万

円になります。

以上で、令和4年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第5号について御説明いたします。

203ページを御覧願います。

認定第5号 令和4年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により令和4年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

決算の内容について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

205ページの収入済額を御覧願います。

1款分担金及び負担金113万7,000円は、下水道の受益者負担金となります。

2款使用料及び手数料5,148万5,000円は、下水道使用料と公認業者登録手数料及び責任技術者登録手数料でございます。前年度比154万5,000円の増でございます。不納欠損額6,450円、収入未済額は37万6,000円となりました。

3款国庫支出金1,500万円は、マンホールポンプ長寿命化工事などに係る社会資本整備総合交付金となります。

4款繰入金1億2,641万1,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比2,515万5,000円の減となりました。

5款繰越金613万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入138円は、排水設備指定工事店保証金の定期積立利子によるものでございます。

7款町債2,010万円は、マンホールポンプ長寿命化工事に伴う下水道事業債などによるものでございます。

以上、収入済額合計2億2,027万135円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1款下水道費9,164万6,000円は、職員の人件費、下水道施設管理に係る経費及びマンホールポンプの点検料、吉田川流域下水道維持管理負担

金、汚水管渠等の工事に要した経費などがございます。前年度比で2,499万6,000円の減となりました。

2款公債費1億2,171万7,000円は、下水道事業債の元金並びに利子の償還金によるものでございます。前年度比1,551万6,000円の減となりました。

3款予備費は役務費に当初予算額50万円から1,000円を充用いたしました。

以上、支出済額合計は2億1,336万3,861円でございます。

次に、216ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額2億2,027万円、歳出総額2億1,336万4,000円、歳入歳出差引額690万6,000円になり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は690万6,000円になります。

以上で、令和4年度大郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第6号について御説明いたします。

217ページを御覧願います。

認定第6号 令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の承認に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

決算の内容について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

219ページの収入済額欄を御覧願います。

1款分担金及び負担金5万4,000円は、農業集落排水受益者分担金でございます。

2款使用料及び手数料579万4,000円は、農業集落排水使用料で、収入未済額は1万6,000円でございます。

3款繰入金4,606万5,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比328万2,000円の増となりました。

4款繰越金290万6,000円は、前年度の繰越金でございます。

5款町債260万円は、公営企業会計適用債となります。

以上、収入済額合計5,742万723円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款農業集落排水事業費2,691万3,000円は、職員の人件費、農業集落排水施設管理に係る経費、マンホールポンプ清掃業務委託料などに要した経費となります。

2 款公債費2,716万8,000円は、下水道事業債の元金及び利子の償還金でございます。

3 款予備費の充用はありませんでした。

以上、収入済額の合計は5,408万2,177円でございます。

次に、228ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額5,742万1,000円、歳出総額5,408万2,000円、歳入歳出差引額が333万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は333万9,000円になります。

以上で、令和4年度大郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定7号について説明いたします。

229ページを御覧願います。

認定第7号 令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

決算の内容について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

231ページの収入済額を御覧願います。

1 款分担金及び負担金56万9,000円は、浄化槽設置に伴う受益者分担金となります。

2 款使用料及び手数料2,165万5,000円は、浄化槽使用料で、収入未済額は1万円でございます。

3 款国庫支出金1,083万2,000円は、浄化槽設置に対する循環型社会形成推進交付金と災害復旧事業費補助金でございます。

4 款繰入金302万3,207万9,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比470万5,000円の減となりました。

5 款繰越金1,002万6,000円は、前年度繰越金で、そのうち734万8,000円は繰越明許分となっております。

6 款諸収入33万3,000円は、消費税還付金でございます。

7 款町債3,550万円は、下水道事業債、公営企業会計適用債、災害復旧事業債でございます。前年度比で2,850万円の増となりました。

以上、収入済額合計 1 億1,101万5,421円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款合併浄化槽事業費9,216万2,000円は、職員の人件費、保守点検業務委託料、浄化槽設置工事、災害復旧工事などに要した経費でございます。前年度比3,291万3,000円の増となりました。工事費の増が主な理由となります。

2 款公債費853万4,000円は、町債の元金利子の償還金でございます。

3 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額合計は 1 億69万6,159円でございます。

次に、242ページを御覧願います。

支出に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 1 億1,101万5,000円、歳出総額 1 億69万6,000円、歳入歳出差引額1,031万9,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,031万9,000円になります。

以上で、令和 4 年度大郷町合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定 8 号について御説明いたします。

243ページを御覧願います。

認定第 8 号 令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 4 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 3 日 提出

大郷町長 田 中 学

決算の内容について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

245ページの収入済額を御覧願います。

1 款繰入金717万5,000円は、一般会計からの繰入金で、前年度比1億4,466万8,000円の減となっております。

2 款繰越金2,642万2,000円は、前年度繰越金で、そのうち2,109万円は繰越明許分となっております。

3 款財産収入1億1,568万6,000円は、中村原団地及び中粕川団地の販売収入となっております。

4 款国庫支出金5,412万7,000円は、中粕川の宅地かさ上げ安全確保事業に係る交付金でございます。

5 款町債5,410万円は、中粕川の復興事業に係る災害復旧事業債でございます。

以上、収入済額合計2億5,751万1,319円でございます。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1 款宅地分譲事業費2億2,916万3,000円は、敷地造成工事確定測量業務一般会計繰出金となっております。

2 款公債費717万6,000円は、町債の元金、利子の償還金でございます。

3 款予備費は、町債利子償還金に当初予算額10万円から2,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は2億3,634万128円でございます。

次に、決算書254ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額2億5,751万1,000円、歳出総額2億3,634万円、歳入歳出差引額2,117万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,117万1,000円になります。

以上で、令和4年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

認定第1号から8号まで、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上、御理解を賜り、認定いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第1号から認定第8号の説明を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後	0 時 0 0 分	休 憩
午 後	1 時 1 5 分	開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第9号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、決算書261ページをお開き願います。

認定第9号について御説明申し上げます。

認定第9号 令和4年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、令和4年度の業務状況について御説明いたします。

273ページをお開き願います。

（1）業務量ですが、年度末における給水件数は2,540件で、前年度比1件の減、給水人口は7,347人で、前年度比92人の減です。年間総配水量は82万7,487立方メートルで、前年度比5万2,292立方メートル、6.7%の増。年間総有収水量は65万4,306立方メートルで、前年度比9,754立方メートル、1.5%の減です。また、有収率は79.1%で、前年度より6.6%の減です。

続きまして、（2）事業収入に関する事項ですが、事業収益が2億2,578万8,427円で、加入金や他会計補助金等の増により、前年度比178万3,737円、0.8%の増です。

続きまして、次ページをお開き願います。

（3）事業費用に関する事項ですが、事業費用が2億2,200万3,777円で、企業会計システム更新に伴う委託経費の増などにより、前年度比1,489万1,045円、7.2%の増です。収支においては378万4,650円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。

262ページ、263ページをお開き願います。

令和4年度大郷町水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げます。1,000円未満は省略させていただきます。

（1）収益的収入及び支出。

収入です。

第1款水道事業収益は2億5,075万9,000円で、前年度比666万8,000円、

2.7%の増です。

第1項営業収益2億2,348万2,000円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道等の事務受託料などで、前年度から微減となっております。

第2項営業外収益2,727万7,000円は、預金の利息、他会計補助金、長期前受金戻入益が主なものです。コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により、前年度比692万4,000円、34%の増です。

第3項特別収益はありません。

次に、支出です。

第1款水道事業費用は2億3,530万円で、前年度比1,291万9,000円、5.8%の増です。

第1項営業費用2億2,083万8,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人件費、水道施設の維持管理費、料金収納に係る委託料、消耗品並びに減価償却費等です。企業会計システム更新及び水道ビジョン策定に伴う委託経費の増により、前年度比1,108万4,000円、5.2%の増です。

第2項営業外費用1,446万1,000円は、企業債の支払利息、消費税等です。前年度比214万円、17.3%の増です。

第3項特別損失、第4項予備費については支出はありません。

264ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

まず、収入です。

第1款資本的収入は1億6,740万円で、前年度比1億4,790万8,000円、758.8%の増です。

第1項工事請負費、第2項他会計負担金はありません。

第3項企業債1億1,160万円は、粕川大橋添架管更新工事によるもので、起債対象事業費の増により、前年度比9,310万円、503.2%の増です。

第4項国庫支出金5,580万円は、粕川大橋添架管更新工事によるものです。

第5項出資金、第6項他会計補助金につきましてはありません。

次に、支出です。

第1款資本的支出は2億3,112万1,000円で、前年度比1億3,307万7,000円、135.7%の増です。

第1項資産購入費はありません。

第2項建設改良費1億8,719万2,000円は、粕川大橋添架管更新工事、法堂地区配水管布設替設計業務、粕川地区水道管設計業務、川内地区上水道埋設部舗装本復旧工事が主なものです。前年度比1億3,231万

6,000円、241.1%の増です。

第3項企業債償還金4,392万8,000円は、企業債の元金償還分です。前年度比125万7,000円、2.9%の増です。

続きまして、下の欄になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,372万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,177万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,194万4,000円で補填をいたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

267ページをお開き願います。

令和4年度大郷町水道事業剰余金計算書、この表の右から3列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高ですが、前年度の処分後残高2億2,951万8,000円に当年度変動額378万4,000円を加え2億3,330万3,000円となりました。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、うち処分数についてはございませんので、未処分利益剰余金の処分後残高繰越利益剰余金を2億3,330万3,000円とするものです。

以上で、認定第9号の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました認定第9号につきまして、損益計算書等を御覧いただきまして、御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、認定第9号の説明を終わります。

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） こんにちは。監査委員の雫石といたします。

令和4年度の決算審査の監査報告に当たり、本決算審査意見書の第3章、意見の朗読をもって監査報告といたします。

第1章 審査の概要、第2章 審査の結果につきましては、ただいま御説明ありました歳入歳出決算書と併せてお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、令和4年度各種会計決算意見書の52ページをお開きください。

第3章 意見、審査に付された令和4年度大郷町一般会計及び7特別会計の歳入歳出決算書並びに水道事業会計決算書、財産に関する調書、

基金運用状況の関係書類の提出を求め、決算書等における計数は正確であるか、予算執行、歳入歳出事務及び財産管理事務が議決の趣旨及び関係法規に準拠し、事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われたか審査を行った。

事業の執行において、令和4年度は、コロナ禍ではあったが、ワクチン接種により社会生活が一定の回復を見せた1年であった。東日本台風災害復旧から復興まちづくりへの事業を推進する中、令和4年3月福島県沖地震と7月豪雨による災害が発生した。通常業務の事務執行を停滞させず、それらの災害復興事業と宅地分譲事業を含む復興まちづくり事業、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策事業に加えて物価高騰に対する各種の経済支援事業等にも対応し、各種イベントや社会教育活動も順次再開されました。

予定された事業は、可能な限り進捗し、おおむね適正かつ効果的に事務執行が達成されたと認められました。

職員に余裕はないが、事務執行を工夫するとともに、一層の組織力を発揮することで町民の福祉実施する事業運営の取組に万全を期されたい。

次に、決算総額、水道事業会計は除きますが、これは、令和元年東日本台風災害復旧事業が前年度に終了したことが影響し、歳入総額90億6,052万215円、前年度比12.9%の減、歳出総額81億2,223万8,450円、前年度比15.2%減の縮減した決算となった。

また、収入未済額は倍増し、約12億3,446万円、次年度への繰越明許費も倍増し、約14億2,667万円となり、不用額は約4億8,206万円となった。町債の年度末残高は、元金償還額が新規発行額を上回ったため減額された。

一般会計では、歳入総額が約62億5,634万円、前年度比17%の減、歳入総額約54億4,902万円、前年度比20.1%の減、収支差引額約8億732万5,000円、前年度比12.8%増となり、さらに、次年度への繰越財源約2億7,662万円を差し引いた5億3,071万円、前年度比0.7%増が実質収支となった。4億6,000万円を基金に繰り入れ、残り約7,071万円を次年度繰越金とした。

なお、町債と国庫支出金が大半を占める収入未済額が約12億2,102万円となり、災害復旧費と土木費、小・中学校外壁等修繕工事に係る教育費などの繰越明許費は約14億2,314万円となった。

財源の構成において、主に固定資産税などの町税の増加により、一般財源及び自主財源の構成比が増加した。財政運営の自主性と財源構造の

弾力性の向上が表されているが、町債と国庫支出金の収入未済額が特定財源及び依存財源に加算されていないことから、本数値ほどの改善は認められない。

歳出の性質別構成の状況においては、歳出合計が前年度より減少したが、義務的経費の構成比が増大しており、財政構造の硬直化が懸念される所である。

財務主要指標において、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び積立金現在高比率の数値は、前年度より改善した。少しであるが、財源構造の弾力性が向上し、将来に対する蓄えが増加したことを示している。

地方債発行制限には抵触していない。

実質収支比率の標準化には、余剰金の基金積立てなど、年度間に財源調整を図るべきである。

歳入において、固定資産税の増加による徴税等、宅地分譲特別会計からの繰入金などの増収があったが、公共土木施設災害復旧費負担金の大幅な減額や子育て世帯等臨時特別交付金の皆減などによる国庫支出金の減収、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の終了による県支出金の減収となった。

また、繰越事業に係る町債が未収済みとなったことが歳入総額の減少につながった。

歳出では、特定目的基金への増額積立や小・中学校外壁等修繕工事に係る教育費が計上された。

民生費、農林水産業費、土木費及び災害復旧費については、前期の国庫支出金や県支出金の減収相当の大幅な減額となり、歳出総額が減少した。また、公債費が増加していることから、今後の返済負担増加が想定される。計画的な基金と町債の運用を図りたい。

繰越明許費は、コロナ禍に加えて、4月豪雨災害が影響した。繰越事業が早期に完了できるよう、計画的、効率的な事務執行を図りたい。

不用額は、事業経費の効率化によることが望ましい。

国民健康保険特別会計において、歳入歳出額はそれぞれ減少した。しかし1世帯当たりの保険給付費は増加している。介護保険及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出額はそれぞれ増加した。いずれの会計においても、保険給付費等の抑制につながるよう、各種検診や保健指導の推進を図りたい。

水道事業、農業集落排水事業、戸別合併浄化槽特別会計において、各

事業の水洗化率は、下水道事業82.8%、農業集落排水事業79.1%、戸別合併浄化槽事業57.0%、合計平均が70.8%と前年比1.3ポイント向上した。

また、災害復旧事業除く歳入合計額3億5,197万4,000円の58.1%を一般会計からの繰入金に依存し、歳出では3億2,926万円のうち公債費が47.8%を占めている。各事業とも、使用料等受益者負担金が事業費に充当できない現状ではあるが、公債費の縮減を推進するとともに、利用者の負担を抑制しつつ、公共水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のため、水洗化促進に努められたい。

宅地分譲特別会計において、中村原団地11区画と中粕川団地5区画の宅地分譲事業が被災者支援等定住促進に資するよう終了した。今後、一般単独事業債及び地方公営企業災害復旧事業債の償還する会計を残しているところである。人口減少改善につながるよう、定住促進事業を推進されたい。

水道事業会計において、事業運営では、地震被害により、給水有収率が6.6%減少した。給水管の緊急修繕にて対応したが、石綿セメント管更新を含む建設改良事業の推進により、水道管の長寿命化を図られたい。

また、経営成績及び財政状況において、本業の業績は黒字を計上しおおむね良好であるが、粕川大橋添架管更新事業により、建設改良に係る投資財源を有利子負債に依存し、かつ、その残高が増加したため、今後、返済負担増加が想定される。計画的な企業債の発行と返済を図られたい。

財産に関する調書において、行政財産、普通財産、出資による権利及び各種貸付資金の債権等に係る関係書類は適切に処理されている。各基金の運用状況において、財政調整基金のほか、各種基金は適切な運用がなされた。さらに、減債基金、公共施設整備基金並びに庁舎建設基金への積み増しが行われ、財政基盤が強化された。今後、特定目的基金の効率的、効果的な運用を図られたい。

審査に付された令和4年度各種会計の歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は誤りのないものと認められた。

全ての会計において黒字決算となったが、生産年齢人口の減少に伴う税収減少、高齢化に伴う扶助費の増加など、依然として財政を取り巻く環境は厳しく、予断を許さない。

これらの財政運営に当たっては、過疎対策事業債等の町債を活用するとともに、県、国補助金や交付税措置などを十分に活用し、財源確保を行うことは言うまでもないが、施策推進に欠かせない自主財源が安定的

にできる自立的で健全な財政構造の確立が必要である。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したとはいえ、物価高騰が常態化し、先行きが不透明な経済情勢である。町民の負託に応え、大郷町総合計画を推進していくために、限りある財源を最大限に有効活用し、積極的な事業推進を図られたい。

決算審査に当たり、その他、改善及び要望する点などは次のとおりである。

1、優秀人材の獲得や人手不足の解消、職員の離職や意欲低下の防止、業務効率改善による時間外労働の削減につながるよう、ワーク・ライフ・バランスの充実を図られたい。

2、組織としてのチェック体制を見直し、内部統制の充実を図ることにより、町民の信頼を失する事案が発生しないような取組を徹底されたい。

3、予算編成に当たっては十分注意を払っていただきたい。既定予算外の事務執行については、許容範囲内の予備費を充用されたい。

4、複数課共同の視察研修に対応した旅費規程の改定が望ましい。

5、町税や保険料並びに各種貸付金の収入未済金については、さらなる収納成果の向上を図られたい。また、株式会社おおさと地域振興公社の過年度返納金についても引き続き早期解消に努められたい。

6、新公会計導入に向けた備品台帳等の整備を図られたい。また、町道等の未登記物件の解消を図られたい。

以上をもって、監査意見を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、決算審査の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

なお、個別事項につきましては、後ほど設置される特別委員会において質問されるようお願いをいたします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第2号の総括質疑

を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第8号の総括質疑を終わります。

次に、認定第9号について総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって認定第9号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定

第9号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

議員控室にお集まりを願います。

暫時休憩といたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時55分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には熱海文義議員、副委員長に鈴木利博議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため、9月15日から9月26日までの期間、本会議を休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、9月15日から9月26日までの期間、本会議を休会とすることに決定いたしました。

来る9月27日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

日程第26 報告第8号 健全化判断比率について

日程第27 報告第9号 資金不足比率について

議長（石川良彦君） 次に、日程第26、報告第8号 健全化判断比率について及び日程第27、報告第9号 資金不足比率についてを一括議題といたします。

提出者から報告第8号及び報告第9号についての提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 報告第8号 健全化判断比率について御説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

報告第8号 健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第

3条第1項の規定により、令和4年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、令和4年度各種会計歳入歳出決算に基づき地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより計算した数値となっており、別紙監査委員の意見を付し報告するものでございます。

では、下記の報告内容について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計に生じている実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。本町は、実質収支が黒字となっており、赤字ではありませんので、数値としては出てまいりません。なお、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化比率となる比率は15.00です。

次に、連結実質赤字比率は、下水道事業特別会計などを含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。昨年度は実質赤字ではありませんので、これも数字としては出てまいりません。なお、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準となる比率は20.00です。

次に、実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3か年の平均値として割合で示したものであり、8.3です。なお、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準は25.0ですので、基準内の数値となります。前年度は8.4であり、0.1ポイント減少しております。数値が減少した主な理由は、起債の元利償還金及び一部事務組合の起こした地方債に係る負担金はやや増加したものの、下水道事業特別会計の地方債の減による一般会計からの繰入金が減少したことなどによるものでございます。

最後に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について充当可能な基金等の金額を控除した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合を示したものであり、数値としては出てまいりません。なお、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準は350.0です。前年度もこの数値は出ておりません。数値が出なかった主な理由は、地方債の現在高及び下水道特別会計等への一般会計からの地方債分の繰入見込額が減額し、財政調整基金等の基金積立金が増額していることから、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことなどによるものでございます。

次に、報告第9号 資金不足比率について御説明いたします。

議案書2ページをお開き願います。

報告第9号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

では、下記の内容について御説明いたします。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計及び同法が準用されます下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各特別会計並びに宅地分譲事業特別会計が対象となります。

いずれの会計も資金不足に至っておりませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告第8号並びに第9号の内容について、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第8号及び報告第9号の報告を終わります。

ここで、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雫石 顕 監査委員。

代表監査委員（雫石 顕君） それでは、財政健全化判断比率等審査意見書をお開きください。

一番最終の緑のところの後ろになります。

1ページから3ページ、4ページの中段まで、こちら健全比率の状況と、あとは帳票がございますけれども、この辺はお目通しいただきたいと思います。先ほど財政課長さんから説明のあったものの中身でございます。

私としては、健全化判断比率等の審査の結果及び意見について述べさせていただきます。

最終ページをお開きください。

審査の結果及び意見。

財政健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、

実質収支額が5億2,848万5,000円となり赤字でないことから算出されない。また、実質公債費比率3か年平均は、前年度対比0.1%の8.3%となった。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き適正な償還金を見据えた町債発行を行い、適正水準の維持に努められたい。将来負担比率についても、充当財源等が将来負担額を上回っているため算出されない。

また、健全化法では公営企業会計に資金不足比率を設定している水道事業会計における資金不足比率は流動資産合計が流動負債合計より多いことにより該当しない。

本町の各指標は良好であるといえる。しかしながら、今後ますます少子高齢化の進行や過疎化が進むことで自主財源の減少が予想される。また、公共施設等の長寿命化に向けた事業等が増加することを鑑みると、財政の圧迫が予想される。経済的、かつ効果的な行財政運営を図り一層の財政健全化に努められたい。

以上、意見といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率については報告のみとなります。

議長（石川良彦君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 0 8 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員